

指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

- (1) 事業者は、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)にある方に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することにより、要介護状態及び要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。
- (2) 事業の実施にあたっては、ご家族、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

事業所名	はまなす園短期入所生活介護事業所
指定番号	平成12年4月1日指定 北海道0174200071号
利用定員	専用ベッド 10床 (空きベッド利用2床)
管理者	*
所在地	根室市有磯町2丁目19番地2
電話番号	0153-22-3711
サービス提供地域	根室市の区域

3. 従業者の配置と業務体制

(1) 施設の従業者体制

職種	人員	従事するサービス種類、業務
管理者	1人	業務の一元的管理
医師	1人	健康管理及び療養上の指導
生活相談員(兼務)	2人	生活相談及び指導
介護支援専門員(兼務)	2人	ケアプラン作成
介護職員	17人以上	介護業務
看護職員	2人以上	心身の健康管理、保健衛生管理
機能訓練指導員	1人	身体機能の向上・健康維持のための指導
管理栄養士・栄養士	1人	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等

(2) 職種の勤務体制

職種	勤務体制	
管理者(施設長)	*	*
生活相談員	*	*
介護支援専門員	*	*
介護主任	*	*
介護職員	*	*
看護職員	*	*
機能訓練指導員(作業療法士)	*	*
管理栄養士・栄養士	*	*

(3) 設備の概要

	居室・設備	設備数	備考	
1階	洗濯室	1室	大型洗濯機 3、大型乾燥機 2、家庭用洗濯機 1	
2階	一般浴室	1室	脱衣室内トイレ設置あり	
	特殊浴室	1室	特殊浴槽 1台、車いす入浴装置、	
	静養室	1室	2床 介護職員室に隣接	
	特養ホーム	居室 2人部屋	3室	洗面台設置
		居室 4人部屋	10室	洗面台設置
		食堂兼デイルーム	1ヶ所	テレビ設置
		機能訓練室	1室	機能訓練機器設置
	トイレ	男女各1室	身障者用トイレ設置あり	
	ショート棟	個室	4室	洗面台設置
		多床室(2人部屋)	3室	洗面台・トイレ設置
デイルーム		1ヶ所		
身障者用トイレ		2室		

※浴室、洗濯室などは本体施設と共有しています。

4. 介護保険給付によるサービス内容

サービス	サービス内容
食事	・栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供し、可能な限り食堂で食事を摂るよう願っています。 ◆概ねの食事時間 朝食7:40~8:45 昼食12:00~13:00 夕食17:30~19:00
入浴	・週2回以上適切な方法により入浴していただきます。 ・入浴の実施に当たっては事前に健康管理を行い、入浴が困難な場合は消しきを実施します。
排せつ	・トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施します。 ・入所者がおむつを使用せざるをえない場合には、排せつ状況を踏まえて実施します。
離床・着替え 整容	・通常の一日の生活の流れに沿って、入所者の心身の状況に応じた日常生活上のお世話を適切に行います。
機能訓練	・日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	・入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。
余暇活動・ 行事等	・自らの趣味又は、好みに応じた活動を通して、充実した日常生活を送ることができるよう、クラブ活動や行事の参加をお願いします。
相談及び援助	生活相談員がご利用者、ご家族のご相談に応じます。
その他	①理髪 毎月、理容の機会を設けておりますので、ご希望の方は申し出ください。 ②クラブ活動・レクリエーション 毎月または「年間を通して事業所内外での交流会等の行事を行います。ご希望の方は参加することができます。

5. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護が法定代理人受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

■短期入所生活介護費 併設型（1日）

従来型個室・多床室(2人部屋)

介護区分	単位数	利用料	自己負担
要支援1	451単位	4,510円	451円
要支援2	561単位	5,610円	561円
要介護1	603単位	6,030円	603円
要介護2	672単位	6,720円	672円
要介護3	745単位	7,450円	745円
要介護4	815単位	8,150円	815円
要介護5	884単位	8,840円	884円

■加算料金

加算項目	加算内容	自己負担額	
送迎加算(片道)	居宅から施設の間の送迎をした場合	片道1回	184円
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	夜勤を行う職員を最低基準よりも1名多く配置している場合(3名)	1日	13円
サービス提供体制加算(Ⅰ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が80%	1日	22円
サービス提供体制加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が60%	1日	18円
サービス提供体制加算(Ⅲ)	看護・介護職員のうち、常勤職員の割合が50%	1日	6円
療養食加算	主治医の食事箋により療養食を提供した場合(1日3回限度)	1回	8円
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合	7日限度 1日	90円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	①利用者の総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上の者が5割以上 ②認知症介護に関する専門的な研修を修了した者を1人以上配置	1日	3円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	①(Ⅰ)の要件を満し、認知症介護実践者研修を修了した者を1名以上配置 ③認知症介護指導者の研修修了者を1名配置し、指導を実施	1日	4円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急にショートステイの利用が必要であると医師が判断した場合	1日 7日限度	200円
介護職員処遇改善加算 ※体制の整備状況により該当するものを単位数に加算する	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	140/1000	(14.0%)
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	136/1000	(13.6%)
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	113/1000	(11.3%)
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	90/1000	(9.0%)

■給付外サービス費

(1)滞在費 及び 食事代 (1日)

1. 食事代

基準費用額	1日 1,392円	※食事単価 朝食 420円 昼食 563円 夕食 462円
負担限度額 第1段階の方	300円	
負担限度額 第2段階の方	600円	
負担限度額 第3段階①の方	1,000円	
負担限度額 第3段階②の方	1,300円	
負担限度額 非該当の方	1,445円	

2. 滞在費

	従来型個室	多床室(2人部屋)
基準費用額	1日 1,231円	1日915円
負担限度額 第1段階の方	380円	0
負担限度額 第2段階の方	480円	430円
負担限度額 第3段階の方	880円	430円
負担限度額 非該当の方	1,231円	915円

(2)その他の自費負担

1	理美容代	※ご希望される方は理髪を受けることができます。 散髪 1回 2,000円 顔剃り 1回 1,000円
2	個人の日用品費	※日用品は原則、持ち込みをお願いします。 ティッシュペーパーは実費負担で、施設のものをご提供できます。
3	教養娯楽費	①クラブ活動の材料費など 絵手紙クラブ 1回 200円
		②施設内の行事や野外行事、外出行事等での飲食代(実費負担)
4	特別な食事代	飲酒や出前などの費用等 (実費負担)
5	特別な医療材料費	特定個人が使用する医薬材料費(実費負担)
6	レンタルテレビ貸出料	テレビ貸出料と電気代をいただきます。 1日 30円
7	個人持ち込みの電化製品の電気料	個人で電化製品を持ち込んだ場合は電気代をいただきます。 1製品につき 1日 10円
8	通常の送迎の実施区域を超える送迎	走行距離1kmにつき100円
9	キャンセル料	※利用を中止した場合、食材料費相当分のキャンセル料をいただきます。 利用予定日の前々日までのキャンセル=無料 利用日当日及び前日のキャンセル =710円

※その他、個人が使用する、嗜好や趣味などによる物品の購入などは全て個人負担です。

6. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上入所者及び従業員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力病院への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。また、事故の状況や事故に際してとった処置について記録を行います。

9. 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 施設及び従業員は、業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は入所者が退所された後、及び従業員の退職後においても継続します。
- (2) 個人情報の使用にあたっては、あらかじめ個人情報の使用目的、内容などについて説明し、同意を得た上で使用します。（※個人情報の同意書）

10. 入所者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。日常生活における入浴や着替え、排せつ等の介助に配慮し、入所者の意思や人格を尊重した接遇に努めます。また、認知症等による言動や行動を理解し、可能な限り、その人らしい生活を送ることができるよう支援に努め、人としての尊厳を守ります。

11. 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

但し、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、入所者及び家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その様態及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待防止について

当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します
- (2) 入所者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします
- (3) その他虐待防止のために必要な措置を講じます

虐待防止責任者	生活相談員
---------	-------

13. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により、入所者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められる場合には、入所者の置かれた心身の状況等を斟酌して、施設の損害賠償責任を減じさせていただく場合があります。

14. サービス内容に関する苦情

施設で受け付けた苦情等については、本法人の「苦情解決取扱規程」を適用し、規程に従って解決処理を行います。

- (1) 苦情申立窓口 (FAX及びEメールは24時間受け付けております。)

ご利用者苦情対応窓口	生活相談員
電話番号	0153-22-3711
FAX番号	0153-22-8674
Eメールアドレス	n-keiaikai@plum.plala.or.jp
受付日・受付時間	月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:30

- (2) 苦情処理第三者委員

※

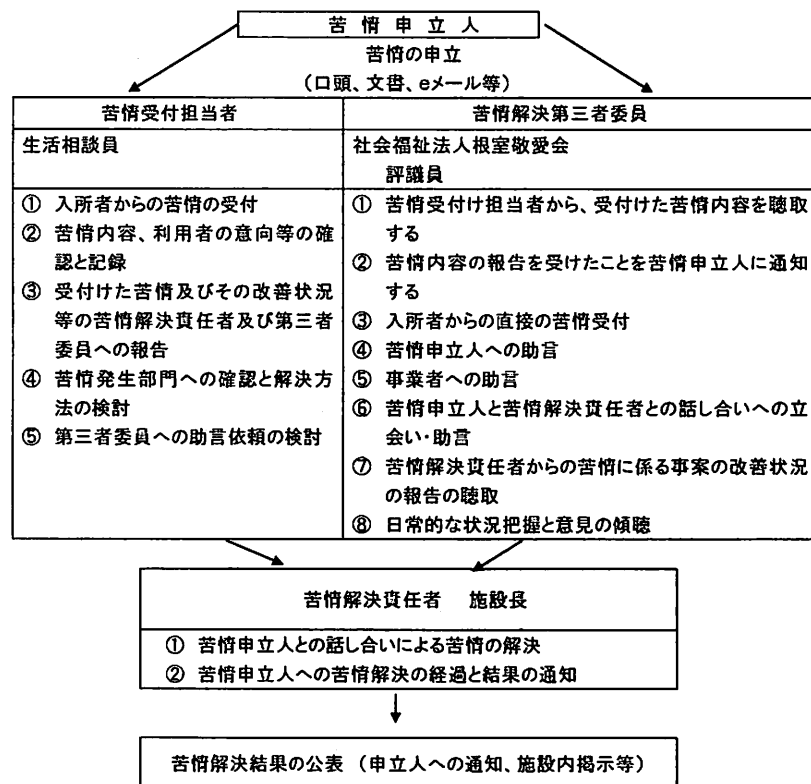
- (3) 苦情解決責任者

※

- (4) 公的機関における苦情申立窓口

根室市市民福祉部 地域包括支援センター	所在地	根室市常盤町2丁目27番地
	電話番号	0153-23-6111
	受付時間	9:00～17:00
北海道国民健康保険団体 連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館
	電話番号	011-231-5161
	受付時間	9:00～17:00
北海道福祉サービス運営 適正化委員会	所在地	札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7内
	電話番号	011-204-6310
	受付時間	9:00～17:00

はまなす園短期入所介護事業所苦情解決フローチャート



15. 協力医療機関等

施設では、協力医療機関を定めており、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いしています。

協力病院	名称	江村精神科内科病院
	住所	根室市有磯町2丁目25番地 電話 0153-22-2811
協力歯科医院	名称	福井歯科医院
	住所	根室市緑町3丁目33番地 電話 0153-23-4695

16. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

17. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 施設送迎では、あらかじめ調整した時間には、ご自宅にご家族がいらっしゃるようお願いいたします。
- ② ショートステイ利用中のご面会について
 - ▼面会時間は、原則 午前9時から 午後7時まで です。(9:00~19:00)
玄関ホールに設置してある面会票に、必要事項を記入してください。
 - ▼面会の一時的な制限について
風邪やインフルエンザなどの流行時には、感染予防を目的に、一時的に面会を制限させていただく場合がありますのでご協力ください。また日常において風邪症状のある方はご面会をご遠慮ください。
 - ▼面会時の「差し入れ」については、職員の方へ一言お声掛けください。
餅類や生もの等の持ち込み、他の方への「おすそ分け」はご遠慮ください。
- ③ 緊急時の対応について
サービス利用中の期間において、ご家族が根室にご不在の場合、緊急時等の対応で、ご家族に代わって施設に来ていただける方をあらかじめお決めになり、施設へお知らせください。(※緊急連絡先)
- ④ 感染症予防へのご協力をお願いいたします。
冬期間のご利用には、事前にインフルエンザ予防接種を受けてからご利用ください。
- ⑤ 入所者は生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力ください。
- ⑥ 施設内は全面禁煙となっております。また、飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限ります。
- ⑦ 従業者に対する金品の授与や贈り物、飲食等のもてなしは、一切お受けできません。
- ⑧ 入所者は、施設で次の行為をすることのないようご注意ください。
 - ・宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
 - ・施設の秩序、風紀を乱し、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと
 - ・指定した場所以外で火気を用いるなど、施設の安全保持を害すること
 - ・故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと